



みやこ町

第15号



農業委員会だより

■発行／みやこ町農業委員会

■住所／みやこ町勝山上田 960

■電話／0930-32-2512
(内線 260・261)



現地は鹿やイノシシが出没し、ほ場条件が良くない水田ですが、担当地域の農業委員、農地利用最適化推進委員の連携した活動により、遊休農地1反8畝が解消されました。（写真は勝山地区のほ場）

さらに遊休農地の解消に向けて取り組んでいきます。

もくじ

農地法の手続き、農地転用に関するQ & A P2

耕作して守ろう大切な農地、農業新聞を購読しませんか P3

農業者年金に加入しましょう P4

今回は

「農地法の手続き」や「農地転用」についてお知らせします。

Q1 農地を取得する場合は、どのようにすればいいですか？

A1

農地を売ったり、貸したり、転用する場合は「農地法」に基づく許可が必要です。耕作目的での農地取得は「農地法第3条」、農地転用目的での取得は「農地法第5条」の手続きが必要です。

但し、本人が所有する農地を転用する場合は「農地法第4条」の手続きとなります。次の表を参考に農業委員会事務局へ書類を提出してください。

法令（農地法）	目 的	内 容
第3条第1項	耕作目的	農地の売買、贈与、貸借等
第4条第1項	農地を農地以外のものにするとき（自己転用）	農地転用（宅地、駐車場等にする）
第5条第1項	農地を農地以外のものに転用するために権利を設定又は移転するとき	農地転用（宅地、駐車場等にするため、売買や贈与による所有権の移転、賃借等の設定をする）

※農地を相続で取得したら農業委員会へ農地法第3条の3第1項の規定による届出をしてください。

Q2 農地の転用はどの場所でもできるのですか？

A2

農地を転用するには、原則、農振農用地区域外であることが必要です。あなたの農地が農振農用地に指定されている場合は、農振農用地から除外してからでないと転用ができません。農振農用地区域の確認については、農林業振興課へ、その他の許可基準（立地基準、一般基準）については農業委員会事務局へお問い合わせください。

Q3 農地転用の許可を受けずに転用した場合はどうなりますか？

A3

許可を受けずに転用することは農地法違反であり、農地所有者や事業者が是正指導、原状回復命令を受ける場合や罰則（※1）が科されることがあります。

また、許可後に事業計画どおりに転用しなかった場合も同様の処分を受けることがありますので十分にご注意ください。



違反転用は絶対ダメ！

（※1）懲役刑（3年以下）または罰金刑（個人の場合300万円以下、法人の場合1億円以下）

Q4 申請から許可までのスケジュールを教えてください。

A4

提出書類や現場などを確認し、特に問題がなければ概ね下記の日程となります。
なお、申請書類の不備を防止するため、申請に関する事前相談を随時受け付けていますので是非ご利用ください。

区 分	各種届出 (農地転用届等)	農地法第3条許可申請 非農地証明願	農地法第4条許可申請 農地法第5条許可申請
申請又は届出書類の提出締切日	毎月25日(休日の場合は直前の開庁日迄)		
許可書又は受理書の交付予定日	受付月の翌月10日過ぎ		受付月の翌月25日過ぎ

耕作して守ろう！ 大切な農地！！



先人たちが守ってきた農地は、食糧生産だけでなく、水源かん養・洪水防止などの機能も持つ、私たちの大切な資源です。遊休農地の発生防止・解消に努め、次の世代へと引き継ぎましょう。

耕作しないまま長期間放置すると・・・

病虫害、鳥獣害の発生源、水利施設への支障、景観の悪化、ゴミの不法投棄のおそれなど、さまざまな弊害が発生します。

適正な農地の管理を！

農業者の高齢化や担い手不足などにより、耕作が放棄され管理されていない農地が今後、さらに増えることが見込まれています。

農地を所有または借り受けている方は、責任をもって草刈・耕起等を行い、周囲に迷惑を掛けないよう、適正な管理をしましょう。

全国農業新聞をあなたも購読しませんか？

全国農業新聞は農業者の視点でお届けします

- ① 解説に力点をおいた企画編集とニュース報道
- ② 農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに
- ③ 実務情報と経営者マインド
- ④ 読者の心に訴え、ともに生きる
- ⑤ 老若男女が楽しく読める

講読料

1ヶ月
700円

発行日

毎週
金曜日

購読申し込みは、農業委員会事務局までご連絡ください。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、平成14年より大きく変わりました。これまでの経営移譲を想定した制度に変わり、新しい農業の担い手の力となれるよう、ライフプランに合わせて設定できる制度となっています。



年金は若い人が高齢者を支える仕組みだろ？高齢化社会で農業者人口が減っているのに大丈夫？

この年金は積立方式で将来の自分のために準備するから少子高齢化でも安心です。



貰うときは、どのくらいの期間もらえるのかしら。

終身年金で生きている間は一生もらえます。長生きする農家向けの国民年金の上乗せ年金になるので、特に女性農家さんにオススメです！



掛け金が高いから気が進まないよ。

納めた保険料の全額が社会保険料の控除対象になるので、節税になります。



60歳未満 の国民年金の **第1号被保険者** なら、**年間60日以上農業に従事** していれば、**だれでも農業者年金に加入できます。**

ここがポイント

政策の目的	農業の担い手確保	将来の金銭的不安を解消！ 農業をして良かったと思えますように。
年金財政のしくみ	積立方式で、自分が将来受け取る年金の原資を自分自身で積み立てる方式。自分のための積み立てなので、人口構造に左右されない。	自分の年金を自分で準備するから 少子高齢化に強い！
必要な加入期間	1ヶ月	たとえ1ヶ月分でも 将来受け取れる！
亡くなった場合	80歳までに死亡した場合、死亡した月の翌月から80歳到達月までに受け取る予定だった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が遺族に支給される。	要件に該当すれば 死亡保障がある！
続けられなくなったら	任意脱退できる 脱退一時金はなく、積み立てた保険料は将来年金として支給	いつでも辞められるので 手軽に始められる！ その場合も 積み立てた保険料は将来年金として受け取れる！